

議案第20号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年2月22日

つくば市長 市原健一

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第101条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第19条第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第37条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第8条の改正規定 平成25年1月1日

(2) 第101条の改正規定及び附則第19条第1項の改正規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前のつくば市税条例第48条に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前のつくば市税条例附則第8条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。